

CHUO SOGO LAW OFFICE NEWS

弁護士法人
中央総合法律事務所

大阪事務所 〒530-0047 大阪市北区西天満2丁目10番2号 幸田ビル11階
電話 06-6365-8111(代表) / ファクシミリ 06-6365-8289

東京事務所 〒100-0011 東京都千代田区内幸町1丁目1番7号 NBF日比谷ビル11階
電話 03-3539-1877(代表) / ファクシミリ 03-3539-1878

京都事務所 〒600-8008 京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町8番 京都三井ビル3階
電話 075-257-7411(代表) / ファクシミリ 075-257-7433

<http://www.clo.jp>

2013 新春号
2013年 1月発行 第69号



ご挨拶

新年明けましておめでとうございます。

現代の日本の社会・経済には厳しい課題が山積していますが、新春を迎え、新政権が企業の投資を呼び込む成長戦略を中心に課題に据えて積極的に動き出したこともあって、少しは明るい雰囲気になってきました。萎縮ではなく活気ある年になることを願いたいと存じます。私共も法律の分野でその一翼を担うべく努める所存です。

当事務所では、昨年11月に大槻幸弘弁護士が兵庫県弁護士会に登録換えをして、兵庫県において独立の事務所を開設することになりました。同君に賜りましたご交誼に感謝し、同君の今後の活躍を期待してやみません。

また、新しく、昨年末司法研修所を修了しました岩城方臣弁護士、大澤武史弁護士、本行克哉弁護士を当事務所に迎えることになりました。三名の抱負と決意は5頁に記載しておりますので、ご一読いただければ幸いです。いずれも新進気鋭の、将来を嘱望されている青年弁護士です。何卒私共と同様のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いいたします。

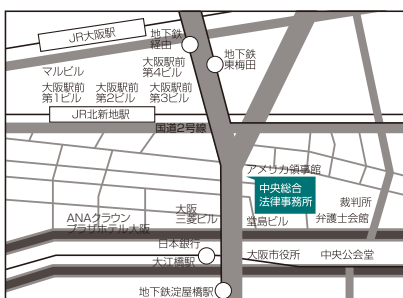
なお、新春号では所属弁護士の弁護士業務を離れた写真と今年の抱負のひとつを掲載させていただきました。私は、昨年夏ヨーロッパアルプスのモンブラン山系を終日トレッキングした時の写真を掲載させていただきました。ハードでしたが、サクセスフル・エイジングとして活動できるよう知力・体力の維持に心がけている毎日です。

今年も何卒ご交誼のほどよろしくお願い申し上げます。



会長弁護士 中 務 嗣治郎

大阪事務所



東京事務所



京都事務所



謹賀新年

旧年中は大変お世話になり、有難うございました
本年も所員一同「至誠」を心掛け職務に当たる所存でございます。
よろしくお願い致します。



弁護士 岩城 本臣
成長時代にはパワーが求められますが、成熟時代には知恵・差別化が求められます。CLOとしては、「パワー」はもとより、これに加え「サービスの差別化」を求めていく所存です。

(チベット自治区を旅して)



弁護士 中光 弘
常に迅速な対応を心がけて走り続けておりますが、改めて、立ち止まってじっくり考えることの重要性も感じております。本年は、走ることに止まることのメリハリがつくように心がけたいと思っております。



弁護士 錦野 裕宗
与えられた局面で全力を尽くすこと、それが有り難くも私に期待している方に対する、唯一の恩返しの方だと考えております。「感謝を込めた全力投球」を肝に銘じたいと存じます。



弁護士 中野 清登
米国に住み始めてから1年半。昨年は、米国連邦取引委員会での研修、ロースクール卒業、米国の法律事務所での勤務開始など、変化に富む1年でした。今年も、多くの経験を積むべく精進いたします。



弁護士 森 真二
週末はイクジイに時間をとられることも多いのですが、貴重な癒しのひとときでもあります。幼児の成長の早さには驚かされます。10年後、20年後にさらに豊かな社会でありますように、今を大事にしたいと思っております。



弁護士 中務 正裕
一向に上手にならないゴルフの代わりに、最近は釣りや自転車にはまっています。写真は、寒風吹きすさぶなかタチウオを釣りに行ったときのもの。ちょうどいいポイントで留めるのも船頭の腕のうち。事件解決へのいい船頭になりたいと思っております。今年もよろしくお願い致します!



弁護士 鈴木 秋夫
今年は39(サンキュー)歳になります。様々な事件をご依頼頂けるクライアントの皆様や日々支えてくださる家族への感謝の気持ちをより意識して、1年間日常の業務に取り組んでいきたいと思っております。



弁護士 久保田 千春
日々様々な案件と向き合い思いを巡らせている内に、あっという間に過ぎ去った1年でした。弁護士として職務を行うのも残り3か月。最後まで全力を尽くして取り組んで参りますので、どうぞ宜しくお願い致します。



弁護士 村野 讓二
米国の「財政の崖」、中国の反日運動など経済の先行きが不透明な中で、雇用関係もまた不安定な状況になっています。企業活動の中で、労使紛争は大きなロスになりますので、それを未然に防止するための措置、迅速な解決へのアドバイスに努めたいと思っております。



弁護士 中務 尚子
我が家の犬との散歩に癒されています。経験も年齢も重ねてきましたが、それがきちんとわかる懐の深い女性になりたいものです。案件の一つ一つに丁寧に手を抜かずに取り組むことで強さを発揮できればと思っております。



弁護士 藤井 康弘
今年は年男になり、一つの節目の年を迎えます。巳年というのは、蛇が脱皮して大きくなるように、一皮むけて成長する年という意味もあるそうです。弁護士として、また一人の人間として、更に飛躍できる年にしたいと思います。今年も迅速、適確な事件処理を心がけていきます。



弁護士 吉田 伸哉
日本経済が記録的な円高等による景気低迷から未だ脱皮しきれない中でも、皆様にとっては更なる飛躍の1年になると信じております。皆様は存分にご活躍できますよう的確かつ迅速なリーガルサービスを提供いたします。



弁護士 加藤 幸江
昨夏、娘が滞在しているオレゴン州ポートランド市を訪問。全米一の国際薔薇試験場は、現在種苗法の勉強をしている私にとって胸がワクワクする場所でした。花色、大きさ、品種・さらなる新種を夢見て立ち尽くした私です。



弁護士 村上 創
ここ数年、元旦に思い描いた1年が全く予想外の方向へ進んでしまったことに驚かされ続けています。こうした激動の時代において、皆様が安心して次の一歩を踏み出していいただくために、適切なリーガルサービスが提供できるよう本年も精進致しますので、よろしくお願い致します。



弁護士 瀧川 佳昌
弁護士10年目を迎えることになりました。思えばあっという間でしたが、1年目と変わらない気持ちで日々仕事に取り組んで成長を続けていこうと思っております。本年もよろしくお願い申し上げます。



弁護士 平山 浩一郎
昨年も憧たいたい毎日が続きましたが、事件をご依頼いただけることを喜びに頑張ることができた一年でした。本年も一つ一つ誠実に取り組んで参りますので、お気軽にご相談いただければと思います。



弁護士 安保 智勇
右も左もわからない状態に始まり、二度の事務所の移転を経て、気がつけば東京事務所を開設してから本年で満10年を迎えます。これも皆様のおかげです。次の10年間もがんばりますので、どうぞよろしくお願い致します。



弁護士 小林 章博
京都事務所を開設してから、数多くの新しい方々との出会いに恵まれ充実した日々を送っております。全てのご縁を大切にしつつ、より一層皆様のご期待に添えるよう、今年も全力投球で頑張ります。



弁護士 金澤 浩志
シンガポールは小さな国土の中に沢山の人がひしめきあって暮らし、街は夜遅くまで活気に溢れています。急速に経済発展を進めて成熟国家の段階に入った同国が今後どのように舵取りを進めていくのか、非常に注目されます。



弁護士 古川 純平
昨年は、日々の案件だけではなく、執筆や講習等にも多く携わることができ、若干ではありますが、自身の考えや経験を形にすることができたと感じております。本年も継続してあらゆる事に取り組み、精進いたします。

謹賀新年

旧年中は大変お世話になり、有難うございました
本年も所員一同「至誠」を心掛け職務に当たる所存でございます。
よろしくお願い致します。



弁護士 松本 久美子

今年はへび年ですが、「草を打って蛇を驚かす」ことのないよう、生じうるリスク等を慎重に見極め、ご依頼に対応していきたいと考えております。
本年もご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。



弁護士 角野 佑子

弁護士5年目という節目の年を迎えます。クライアントの皆様にご満足して頂ける法的サービスを提供できるよう、業務分野を拡大するとともに、さらに専門性を高めることを今年の目標とし、精進してまいります。



弁護士 福田 行祐

渡米後、早半年が過ぎ、この間米国保険法についてしっかりと勉強することができました。本年も引き続き海外にて勉強・研修することを予定しておりますが、帰国後直ちにクライアントの皆様のお役に立てるよう一所懸命に研鑽に励む所存です。



弁護士 太田 浩之

“Work Hard, Play Hard”をモットーに今年も突き進んで参ります。今年度はCLOフットサル部の始動とCLOマラソン部の立ち上げを予定しております。Work Hardのみならず、Play Hardもご一緒できればと思います。



弁護士 植村 公彦

昨年は当事務所に入所させていただき、フレッシュな気持ちでスタートできました。2年目は地道な行いを積み上げて飛躍の1年としたいです。皆様にとっても良い年であることを願っています。今年もよろしくお願い申し上げます。



弁護士 中村 健三

去年はロンドン五輪やなでしこ等の活躍に感動した一年でした。私も案件について最大限努力をして結果を残すことを大前提とし、その上でクライアントの皆様にご満足いただけるような仕事をしたいと考えています。



弁護士 柿平 宏明

昨年も、法廷で、打ち合わせで、電話で、とにかくたくさんしゃべったな、というのが率直な感想です。クールで知的な弁護士にあこがれるのですが、我ながら無理だと思えます。自分らしく、来年も頑張っていこうと思います。
写真はイタリアで撮ったものです。美人の嫁との2ショット写真はNGでした。



弁護士 大平 修司

弁護士として3年目の年を迎えました。この2年間にご依頼頂いた案件に必死に取り組む毎日でしたが、本年は、依頼者の皆様のニーズに的確に応えつつ、自分らしい解決を果たすことを目標にしたいと思います。



弁護士 赤崎 雄作

昨年も、様々な案件を担当させていただきました。今年も、一つ一つの案件に丁寧に、かつ迅速に対応してまいりたいと思います。皆様にとって、素敵な1年になりますように。



弁護士 鍛冶 雄一

昨年は、様々な案件に取り組む中で多くのことを学べた分、非常に早く感じた一年でもありました。常に時間は有限であるということを肝に据えて日々研鑽に努めてまいります。今年もどうぞ、よろしくお願い致します。



弁護士 下西 祥平

弁護士2年目は激動の嵐のような一年でした。日常業務の荒波の中でうまく舵を取る方法を模索していたように思います。本年度は、2年目の苦勞をばねに身につけた航海術で、より高質な法律サービスの提供を心掛けたいと思います。



弁護士 草深 充彦

弁護士登録をしてから丸1年が経過しました。今年は、昨年の経験をかしつつ、一つ一つの事件を的確かつ迅速に処理し、依頼者の方々に満足していただけるよう日々精進して参りますのでどうぞ宜しくお願い致します。



弁護士 高橋 瑛輝

弁護士としてスタートをきり、あっという間に一年が経ちました。この一年は、日々新たな経験を積み、大変刺激的で充実した一年でした。今後も更なる研鑽を積み、クライアントの皆様にご満足して頂けるサービスを提供できるよう邁進する所存です。本年もどうぞ宜しくお願い申し上げます。



外国法務弁護士 アダム・ニューハウス
In 2012, the firm has significantly expanded not only its international reach by serving clients around the Globe through the firm's international network and connections but also the scope of its practice. With several attorneys either continuing or concluding their legal training overseas, the firm continues offering a comprehensive range of services to its clients. Happy and prosperous 2013!



外国法研究員 マイケル・カミレリ
(家ニューハウス・スウェーデン州弁護士)
I am very much looking forward to becoming part of the team at Chuo Sogo and helping to serve our clients in whatever way I can. While navigating between different cultures, languages and legal systems is always a challenge, I believe having the right people by your side makes all the difference. Best wishes for the new year!



弁護士 川口 富男

政治の世界は劣勢なのに、日本がいつも危機を乗り越えるのが何故なのか、外国人は不思議がりますが、日本社会の秩序、創意、倫理にその理由があると私は考えます。それを擁護し、発展させるのが法曹の使命だと心得ます。



弁護士 森本 滋

今年には会社法が改正される予定です。この改正にどのように対応すべきか適切にアドバイスすることができればと考えています。特に、社外取締役と社外監査役の関係の見直しについて情報発信をしていきたいと思ひます。



弁護士 吉岡 伸一

昨年は病気入院もあり事務所の皆様にもご心配をおかけしましたが、今年は、年男の満60歳になります。幸い、体調もかなり回復し、まさに心機一転、初心に立ち返り精進を再開したく思ひます。企業実務での経験を生かし、さらに飛躍発展していきたいと思ひます。今年もよろしくお願い致します。



弁護士 岡村 旦

明けましておめでとうございます。今年も皆様にとって良い年でありませうお祈り申し上げます。



法務部長 寺本 栄

本年も、より質の高い仕事をよりスピーディーに提供できるように頑張ろうと思ひます。私事で恐縮ですが、一人娘が昨年の8月に結婚しました。混迷する日本の社会が早く再生して、幸福な家庭を築けることを願うばかりです。



法務部長 角口 猛

入所して今年で20年となります。本年は、平日頃の自己研鑽を怠ることなくより一層努力し、更なる飛躍を目指したいと決意を強くしております。本年も、皆様のお役に立ちますよう心を新たに頑張ります。



法務部長 野草 弘嗣

皆様のニーズにお応えできるよう自己研鑽に努め、皆様にご満足いただけるよう、昨年以上に誠心誠意取り組んでいく所存ですので、本年もどうぞよろしくお願い致します。

入 所 ご 挨拶



弁護士
岩城 方臣
(いわき・まさおみ)

〈出身大学〉
一橋大学法学部
大阪市立大学法科大学院

〈経歴〉
2012年12月
最高裁判所司法研修所修了
(新65期)
大阪弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律
事務所入所

この度、司法修習を終え、中央総合法律事務所の一員として勤務することになりました、岩城方臣(いわかまさおみ)と申します。

1年間、裁判所・検察・弁護士の法曹三者の下で司法修習を行って参りましたが、実務家の方々が、一つの事実関係に対して様々な角度から光を当て、事件を立体的に把握しながら、関係者の正当な利益や公益を実現するために、粘り強く職務にあたられている姿がとても印象に残りました。私は、単なる知識・技能の修得にとどまらず、相対的・複眼的な視点のもと、全人格をも駆使して問題解決にあたり、そして依頼者の方と共に喜ぶことができる仕事をしたいとの思いから弁護士を目指しました。今般、経験豊富な先生方の下で、弁護士としての第一歩を踏み出すことができ、大きな喜びを感じております。

もっとも、ご承知のとおり、人・物・金銭・情報のボーダレス化やサービスの専門・細分化が加速度的に進む昨今においては、リーガルサービスもまた高度な専門知識や最新の情報に裏打ちされ、個々のケースに柔軟に対応したものでなければ、当然ながら依頼者の皆様のニーズにお応えすることはできません。

私は、これから職務を行うにあたり、常に専門知識の修得・更新を心がけてこれを推進力とし、法律にとどまらず幅広く社会全般にアンテナを広げて得た見識を羅針盤とし、刻々と変化する社会の潮目に対し、時に共に悩みながら、依頼者の皆様のためにより良い航路をご案内する水先案内人となることのできるよう、日々努力していく所存です。

未熟者であることは重々承知しておりますが、それに甘えることなく、一つ一つの案件に責任をもって皆様のお役に立てるよう力を尽くして参りますので、ご指導ご鞭撻のほど、よろしく願いいたします。



弁護士
大澤 武史
(おおさわ・たけし)

〈出身大学〉
京都大学法学部
京都大学法科大学院

〈経歴〉
2012年12月
最高裁判所司法研修所修了
(新65期)
大阪弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律
事務所入所

この度、当事務所において弁護士としての第一歩を踏み出すこととなりました。生まれ育った大阪を拠点として、依頼者・関係者の皆様方に貢献することができることに大きな喜びを感じるとともに、弁護士として負う重い責任に身が引き締まる思いです。

「明るく、楽しく、前向きに」

この言葉は、奈良での司法修習中にお会いした法曹の大先輩が、仕事をする上での心構えとして話されていた言葉です。簡単な言葉ではありますが、このような心構えで数十年間に亘り重責を担われてこられたことにいたく心を打たれ、私も同じ言葉を言い続けられるように職歴を重ねていきたいと考えております。

審議が進められている債権法をはじめ、毎年のように重要な法令の改正や制定が行われております。迅速かつ適切な法的アドバイスを提供するためにはこれらの変化に対応すべく自己研鑽を重ねていくことが不可欠であることは勿論です。しかし、法的な知識だけではなく、激変する社会の情勢や価値観についても常に注意を払って、理解し吸収してこそ皆様方から信頼を得ることのできる対応が可能になると考えております。このためにも一日の仕事や生活において、いかなる事柄も厭わずに一生懸命に取り組んで参りたいと考えております。

未熟ではございますが、皆様方のご期待に添えるよう、一つ一つの職務に対して誠実に、全力を尽くしていく所存です。何卒格別のご指導を賜りますようお願い申し上げます。



弁護士
本行 克哉
(ほんぎょう・かつや)

〈出身大学〉
京都大学法学部
京都大学法科大学院

〈経歴〉
2012年12月
最高裁判所司法研修所修了
(新65期)
大阪弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律
事務所入所

初めまして。この度、当事務所で執務することになりました本行克哉(ほんぎょうかつや)と申します。

昨年1年間は法曹実務家となるための司法修習に専念してまいりました。修習では初めて法律実務の世界に飛び込み、力不足を痛感する日々でした。しかし、それと同時に各分野の先輩弁護士が、高度なファイナンス業務、アジア渉外業務、専門的な税務訴訟、迅速なコンプライアンス対応など目まぐるしく変化する現代のニーズに対応して活躍する姿を目の当たりにしました。私も皆様のニーズにお応えできるような仕事をしたいと強く思うようになり、この度、弁護士としてのスタートラインに立ったことを非常に嬉しく感じております。

もっとも、現代の経済情勢には非常に厳しいものがあり、今年度末には中小企業金融円滑化法の終了も見込まれています。このような情勢の中で若輩者の私に社会のために一体何ができるのかと無力さを思い知らされます。しかし、このような情勢だからこそ当事務所の経験豊富な先輩弁護士の下、まずは地に足をつけてどのような分野の案件にも全力を尽くし、日々研鑽を積むことをお約束いたします。

「研鑽によって優秀な人間になるのは難しいが、人の役に立つ人間になることはできる。」と尊敬する法曹に教わりました。社会経験の浅い若輩者ですが、プロ意識をもって、皆様からのニーズに合う「的確・迅速な対応」を信条にやってまいりたいと思います。

どうか末永くご指導、ご鞭撻のほど宜しく願い申し上げます。

Globalaw加盟法律事務所のご紹介

第5回 2012年度Globalaw年次メンバー総会(キプロス)参加報告

弁護士 安保智勇
外国法事務弁護士 アダム・ニューハウス

当事務所の安保智勇弁護士とアダム・ニューハウス外国法事務弁護士が、2012年10月、「Globalaw年次メンバー総会」に参加いたしました。

今回の総会は、地中海の島キプロス共和国に於いて開催されました。ホストであるキプロスの法律事務所(Pelagias, Christodoulou, Vrachas)の弁護士の他、欧州、アフリカ、中東、オーストラリア、ロシア、米国、カナダ、ブラジル、インド及び台湾等、世界各国から約100名のメンバー事務所の弁護士が参加しました。

今回の総会のメインテーマはEUの金融危機など激動の世界経済の中での弁護士の役割であり、参加者は、東地中海のエネルギー問題、金融危機に関するEUの懸念、金融危機の状況における不動産の評価、知的財産の持株会社等、各テーマの会議に参加しました。この中で、我々もGlobalawメンバーとの親交を新たにし、様々な意見・業務経験の交換を行い、新規連携先の構築等を行いました。



2012年にはネットワークに新たに12事務所が加盟しました。そのうち、総会ではBrownlee LLP (カナダ)、Advisory Group Slovakia (スロバキア)、Gunster Law Firm (フロリダ)、Fraikech Associates (モロッコ)およびCarnelutti Group-Studio Mondini (ミラノ)が各事務所の紹介を行いました。そのほか、アイスランド、カタール、北アイルランド、北京、ミャンマー、ナイジェリア、ウクライナの各国からの事務所が新規に加盟しております。

分科会は、参加者のクライアントの事業機会又は「BOP」を交換する時間に充てられていました。「BOP」とは、Globalawメンバー事務所のクライアントの事業企画/提案で、他のメンバーのクライアントのニーズやリソースとのマッチングを目的として作成されるものです。

今回の総会では、激動の世界経済の中、ネットワークの会員事務所の弁護士が一丸となってGlobalawの業務に関わっていく必要性について改めて強調されました。その一例は、魅力的なデザインかつ機能性に優れた新しいGlobalawウェブサイト(www.globalaw.net)の利用です。実際、今回の総会の大部分はGlobalawウェブサイトの複数機能の導入に関する説明について時間が充てられました。

残りの時間は、Globalawの運営に関する事項に充てられ、安保智勇弁護士がGlobalawの理事会の役員に推薦されました。総会は来年度の開催地であるオーストラリア・パースについて簡単な紹介を行い、成功裏に閉幕いたしました。

当事務所は今後もGlobalawの会員事務所との交流を図り、そのリソースを活用しクライアントの皆様の業務に役立てていきたいと思っております。

日韓若手弁護士の実態に関するセミナーへの参加報告

弁護士 植村 公彦



弁護士
植村 公彦
(うえむら・きみひこ)

〈出身大学〉
東京大学法学部
東京大学大学院法学研究科
都立大学(現・首都大学東京)
法科大学院

〈経歴〉
2007年12月
最高裁判所司法研修所修了
(新60期)
2008年1月～2011年3月
検察庁

2011年9月
東京弁護士会登録
2012年4月
弁護士法人中央総合法律事務所
入所

〈取扱業務〉
民事法務・商事法務・
会社法務・知的財産権関係

1 はじめに

平成24年10月11日、ソウル市内のソウル弁護士会館にて、「日韓若手弁護士の実態に関するセミナー」と銘打ったセミナーが開かれました。縁あって同セミナーの講演者を選んでいただき、韓国の若手弁護士の前で講演を行うとともに、ソウル弁護士会会長、副会長他ソウル弁護士会の弁護士の方々と交流を深める機会となりましたので、この場をお借りしてご報告したいと思います。

2 セミナー参加への経緯

そもそも私がこのセミナーへ講演者として招いていただく契機となりましたのは、平成24年8月22日に、別件で来日していたソウル弁護士会会長呉旭煥(オ・ウファン)氏と、友人の弁護士を介して知り合い、昼食をともにしたことでした。

呉旭煥氏は大変気さくな方で、日本語も堪能であり、ソウル弁護士会の行っている様々なイベントについてお話し下さいました。その中で、「ロースクール制度が始まったこともあるので、日韓の若手弁護士の交流を兼ねて、セミナーを開催したい。」という腹案をもっていらっしゃることをお話しになり、「その際にはぜひ講演者としてソウルに来て話をしたい。」とおっしゃいました。

私も「ぜひやらせて下さい。」とお話ししましたが、正直なところ、あまりに急な話で、セミナーの実現に関しては半信半疑ではありました。

3 セミナーへの準備

ところが、話はとんとん拍子に進み、同年9月に入ると、「9月22日までに講演のために原稿を出して下さい。」などとメールでソウル弁護士会の事務の方から(もちろん日本語ですが)連絡が入り、詳細なテーマも知らされないまま、とにかく原稿を書かなければならない、という事態になりました。このあたりは、日本と異なりトップダウンで進められるソウル弁護士会のスピード感を垣間見た気がします。

セミナーには日本から3名の講演者が招かれていたのですが、いわゆるローファームと呼べる事務所からの参加者は私1人でしたので、最終的に私には、「日本のLaw Firm弁護士の現在と未来」という講演テーマが割り当てられました。

ソウル弁護士会から講演テーマの連絡がありましたのは期限4日前の9月18日でしたので、とりあえず急ピッチで原稿を仕上げ、なんとか期限内に原稿を送りました。

その後も連絡がなかなか来ず、1週間前になると他の講演者の弁護士の方から「連絡が来なくて不安だ。」というメールも来ていたところ、ようやく期日の3日前にEチケットがソウル弁護士会から届きました。

そして、晴れてソウルへと出発することとなりましたが、このぎりぎりな感じもまた、韓国流なのかな、と考えていました。

4 ソウルでの歓待

そのような経緯であったため、「ソウル弁護士会

側の準備も間に合っていないのでは…」という心配もありましたが、ソウルに到着してからはそれが全くの杞憂であったことが分かりました。ソウル弁護士会のもてなしは大変手厚く、ホテルや食事、送迎などを完璧といえるほど準備していただいたほか、ソウル弁護士会会館の様々な施設の紹介、



ソウル弁護士会の会長、副会長を始めとする皆様との食事会など、大変な歓待を受けました。友好の印としてソウル弁護士会のネクタイとソウルの一級酒までいただきました。ソウル弁護士会の中には、私が東京大学法学部の大学院に通っていたときに、同じ大学院に留学されていた先生もいらっしゃり、ソウル弁護士会の先生方と親しくなる非常によい機会となりました。

夜はソウル弁護士会特有の飲み会があり、参加した弁護士たちは、いわゆる爆弾酒(焼酎とビールをコップ4分の1くらいずつ注いで混ぜ合わせた酒のこと)をその場にいるほぼ全員と酌み交わして友好を深めていました。女性弁護士や女性事務員であっても、爆弾酒を堂々と酌み交わす姿は圧巻でした。

5 セミナーでの講演と内容



セミナーは午後2時から3部構成で行われ、各都ごとに日本から招かれた講演者と韓国で選ばれた講演者が同じテーマで30分ほど講演を行い、最後に10分ほど質疑応答の時間を設けるといいうものでした。質疑応答のほとんどは日本人弁護士が回答する形となりました。私は通訳を通して日本語で話しましたが、若手弁護士の中にも日本語を理解している方もいらしたものの、やはり年配の弁護士の方に日本語を話せる方は多いように感じました。

ある韓国の大手事務所の弁護士さんの話では、

「韓国の大手事務所でもっとも多い仕事は日本系の仕事であり、これは年配のパートナーがしっかりと押さえている。しかし、若手は中国に目が向いており、中国の仕事をしたがる。そこで、日本の仕事を手伝って欲しいパートナーと中国に進出したい若手弁護士の間は必ずしもうまくいっていない。」という事情があるのだそうです。大手事務所の内情としてはなかなか興味深い話でした。

セミナーのテーマは「日本(韓国)の企業内弁護士の現状について」「日本(韓国)のLaw Firm弁護士の現在と未来」「日本(韓国)における個人法律事務所の業務と現況」の3つで、聴衆は40から50名ほどであり、質疑応答は相当活発に行われました。



私の講演では、日本において所属弁護士の数が多く、規模の大きい法律事務所が増加してきた時期と背景について説明し、Law Firmの実態ということで当事務所の執務環境の紹介などを行いました。

具体的には、弁護士の採用過程や、日常業務における個人事件の取扱い、勤務時間、キャリア形成など、Law Firmの特徴をお話ししました。質疑応答の中では、「日本でも弁護士に『専門性』が必要という認識は高まっているのか。」「企業や官公庁への出向は、どのような弁護士が、どういうタイミングで行くのか。」などという質問の他、私が前職で検事を経験していたことから、「検事や裁判官から転向する弁護士は多いのか。そのような弁護士の能力はどうか。」といった質問を受けました。日本の大手事務所ではあまり検事・裁判官から転向する弁護士は主流とは言えませんから、少し唐突な質問にも思えますが、これには韓国の弁護士会の状況が関係しています。

少しソウル弁護士会でお聞きした韓国の法曹界の状況をお話ししますと、韓国でも、本年度からロースクール制度を採用しています(なお、日本と異なり、司法試験の合格率は90%を超える制度設計となっています)。その結果、合格者数が約1000人から約2500人まで激増し、日本と同じく弁護士にとっては大変厳しい状況を迎えると予想されているようです。

そのような韓国の弁護士界で、特に問題となっているのが、裁判官・検事出身の弁護士が業界で過度に優遇されている状況だそうです。韓国では裁判官や検事の地位が日本とは比べものにならないほど高く、司法試験合格者は、司法修習の成績で上から順番に裁判官、検事、大手ローファーム、という風に概ね振り分けられます。そして、裁判官・検事からの転向組は、裁判所・検察庁内で築いたネットワークを使って業務を行い、特に転向後3年ほどで相当な事件数を稼ぐそうです。現実的にどうして事件数が稼げるのか不思議な部分もあるのですが、このような状況が弁護士たちの業務を圧迫していると弁護士会は危

機感を抱いており、裁判官・検事出身の弁護士が過度に優遇される状況を改善したいと考えているそうです。したがって、検事出身の私にもそのような質問が飛んだことになる訳です。

大手弁護士事務所に所属する弁護士たちは、私の回答した日本の状況(特に専門性の話や、企業や官公庁への出向の話など)に共感してくれ、「非常に有益な話が聞けた。」と話してくれた弁護士もいました。

弁護士になってから講演者の立場で講演に臨んだのは初めてでしたが、準備された状況の中で、話しやすい環境を作ったソウル弁護士会の皆様には感謝しています。

6 その後の状況

ソウルでのセミナーを終え、帰国した後も、ありがたいことにソウル弁護士会の弁護士たちとの交流は続いており、来日するたびに連絡をくれ、ともに食事をしている弁護士も数名おられます。

また、私が東京大学法学部の大学院に通っていたときに同じ大学院に留学されていた金在昉(キム・ジェグ)弁護士が、私が日本に帰った後に連絡を下さり、平成24年11月14日に、当事務所大阪事務所にて同弁護士と当事務所所属弁護士・スタッフとで交流する機会を設けることができました。

金在昉(キム・ジェグ)弁護士は、韓国で最大の弁護士事務所である金&張(キム&チャン)弁護士事務所の所属弁護士であり、セミナーでも日本語の通訳を務めて下さるなど日本語にも堪能な先生です。現在は、日本企業の韓国進出・撤退のサポートを多数手がけるなど、精力的に活動していらっしゃることをお話しして下さいました。

当事務所では3名の法務部長らも交えてお話しをし、被相続人が韓国人である場合の相続人調査の問題など実務的な問題についても積極的な意見交換を行い、今後も協力して様々な問題解決に当たっていくことも確認しました。

当事務所も、もとより金&張弁護士事務所と交流がなかったわけではありませんが、今後いっそう人的なつながりが深まり、積極的な人的交流を交わすことができる契機となったのではないかと思います。

7 まとめ

以上のとおり、本セミナーへの参加は、非常に有意義なものであったと考えております。今後、ソウル弁護士会の皆様や金&張弁護士事務所と、個人としても当事務所としても関係を深めることにより、さらに幅広い法的サービスを提供できるよう、ぜひこの機会を今後も生かしていきたいと思っております。

今後も韓国関係の案件でご相談等ございましたら、当事務所に気兼ねなくご相談いただけますよう、よろしく願いいたします。





弁護士

赤崎 雄作
(あかさき・ゆうさく)

〈出身大学〉
東京大学法学部
京都大学法科大学院

〈経歴〉
2008年12月
最高裁判所司法研修所修了
(新61期)
大阪弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律事務所
事務所

〈取扱業務〉
民事法務、商事法務
会社法務、家事相続法務



弁護士

鍛冶 雄一
(かじ・ゆういち)

〈出身大学〉
同志社大学法学部
京都大学法科大学院

〈経歴〉
2010年12月
最高裁判所司法研修所修了
(新63期)
大阪弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律事務所
事務所

会社法制の見直しに関する要綱について

— 社外取締役等・多重代表訴訟 —

弁護士 赤崎 雄作
弁護士 鍛冶 雄一

1 はじめに

法制審議会会社法制部会(以下、「部会」といいます。))において平成24年8月1日に決定された「会社法の見直しに関する要綱案」は、同年9月7日の法制審議会総会において採択されました(以下、「要綱」といいます)。要綱の内容は、概ねそのまま法案となり、来年の通常国会にて成立することが想定されています。

本稿においては、要綱の中でも、特に関心が高いと思われる、社外取締役等に関する改正、及び、多重代表訴訟の創設に関する解説を行います。

2 社外取締役等に関する改正

(1) 改正の概要

社外取締役等に関しては、①一定の会社において、社外取締役が存しない場合には、社外取締役を置くことが相当でない理由を事業報告の内容とすることが求められるようになること、②社外取締役等の要件が変更されること、③責任限定契約の締結可能な者の範囲が拡大されること、の3点について、ご説明いたします。

(2) 「社外取締役を置くことが相当でない理由」の記載

要綱では、部会において議論されていた社外取締役の選任義務付けは見送られ、「監査役会設置会社(公開会社であり、かつ、大会社であるものに限る。))のうち、金融商品取引法第24条第1項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を提出しなければならない株式会社において、社外取締役が存しない場合には、社外取締役を置くことが相当でない理由を事業報告の内容とするものとする。」¹⁾とされています。

「社外取締役を置かない理由」ではなく、「社外取締役を置くことが相当でない理由」と規定されていることから、社外取締役が有用であることを前提に、社外取締役の設置の促進が期待されているものと考えられます。

社外取締役を置かない場合の、「社外取締役を置くことが相当でない理由」の具体的な記載方法については、今後議論がなされるべき内容といえますが、たとえば、適任者の不存在、費用増であること、というような記載は、前者については、社外取締役に期待する役割及びどのような者が適任と考えているかに関する具体的な説明が、後者については、費用が社外取締役の有用性を上回るとの具体的な説明が、それぞれ必要であろうとする見解があります²⁾。「社外取締役を置くことが相当でない理由」は、企業毎に、また事業年度毎に、記載する内容は異なることが想定されますので、記載事項に

ついては、慎重に検討する必要があると考えられます。

なお、監査役会設置会社においては、会社法上、最低二人の社外監査役が必要とされておりましたが、上記改正をふまえて、さらに社外取締役を選任することになると、社外性要件を充足する取締役及び監査役を合計で3名選任する必要があります。企業によっては、社外性要件を満たす人材の確保が難しいことも考えられますが、新たに創設される監査・監督委員会設置会社においては、社外役員は最低2名で足りることとなり、機関設計を変更することも、選択肢として検討すべきと思われる。

(3) 社外取締役等の要件

要綱では、社外取締役等の要件のうち、親会社等の関係者等の扱いについて、以下のとおりとされています³⁾。

① 親会社等の関係者の取扱い

ア 社外取締役の要件に、株式会社の親会社等又はその取締役若しくは執行役員若しくは支配人その他の使用人でないことを追加するものとする。

イ 社外監査役の場合に、株式会社の親会社等又はその取締役、監査役若しくは執行役員若しくは支配人その他の使用人でないことを追加するものとする。

(注) 本要綱において、「親会社等」とは、株式会社の親会社その他の当該株式会社の経営を支配している者として法務省令で定めるものをいうものとする。

② 兄弟会社等の関係者の取扱い

社外取締役及び社外監査役の場合に、それぞれ、株式会社の親会社等の子会社等(当該株式会社及びその子会社を除く。))の業務執行取締役若しくは執行役員又は支配人その他の使用人でないことを追加するものとする。

(注) 本要綱において、「子会社等」とは、ある者がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該者がその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいうものとする。

③ 株式会社の関係者の近親者の取扱い

ア 社外取締役の要件に、株式会社の取締役若しくは執行役員若しくは支配人その他の重要な使用人又は親会社等(自然人であるも

のに限る。))の配偶者又は2親等内の親族でないことを追加するものとする。

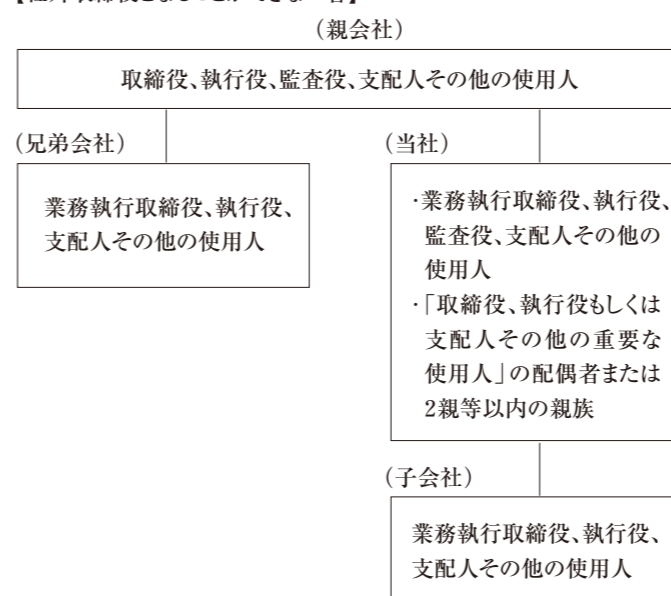
イ 社外監査役の場合に、株式会社の取締役若しくは支配人その他の重要な使用人又は親会社等(自然人であるものに限る。))の配偶者又は2親等内の親族でないことを追加するものとする。

会社法においては、社外取締役は、「株式会社の取締役であって、当該株式会社又はその子会社の業務執行取締役若しくは執行役員又は支配人その他の使用人でなく、かつ、過去に当該株式会社又はその子会社の業務執行取締役若しくは執行役員又は支配人その他の使用人となったことがないものをいう。」(会社法第2条第15号)とされており、親会社関係者及び兄弟会社関係者は除外されておりました。要綱では、親会社及び兄弟会社の関係者も社外取締役から除外されることとなり、要件が厳格になりました。これは、親会社関係者は親子会社間の利益相反について実効的な監督を期待できないという意見を踏まえたものであり、兄弟会社関係者についても、親会社からの独立性が疑われる以上、親会社関係者と同様に扱うべきとされたものです⁴⁾。なお、社外監査役に関しても、上記のとおり、類似の改正がなされることとなります。

ところで、事業会社の関連会社に対して、親会社関係者が社外取締役ないし社外監査役になっている例は多いと思われ、改正に伴い、新たな人材を確保する必要性が生じる可能性があります。現社外取締役、現社外監査役が、改正後も社外性要件を充足するか否かの確認はしておく必要があり、改正後は社外性要件を充足しなくなる場合には、その対応を検討することが必要となります。

この他、社外取締役等の要件を緩和する方向の改正として、対象期間の限定がなされている点があげられますが⁵⁾、本稿では割愛致します。

【社外取締役となることができない者】



(「社外役員にかかる実務対応[上]」-株主総会関係書類の記載に向けた取り組み-) 木村敢二、矢田一穂、商事法務1981号の図表2を参照)

(4) 取締役等の責任の一部免除

会社法においては、社外取締役及び社外監査役は、いわゆる責任限定契約を締結することが可能です。実務上も、責任限定契約を締結している例は多くみられ、東京証券取引所に上場している内国会社1690社のうち、約44%に当たる744社で社外取締役ないし社外監査役との間で責任限定契約が締結されています⁶⁾。

要綱においては、業務執行取締役もしくは執行役員または支配人その他の使用人を除く取締役及びすべての監査役が責任限定契約を締結することが可能となりました⁷⁾。近時、監査役に対する株主代表訴訟がなされる場面も相応にありますが、要綱で、「すべての」監査役が責任限定契約を締結することができるようになったことから、社外監査役でない監査役が会社と責任限定契約を締結するケースが増えるのではないかと考えられます。

(5) 附帯決議について

要綱の附帯決議として、「社外取締役に関する規律については、これまでの議論及び社外取締役の選任に係る現状等に照らし、現時点における対応として、本要綱に定めるもののほか、金融商品取引所の規則において、上場会社は取締役である独立役員を一人以上確保するよう努める旨の規律を設ける必要がある。」旨、盛り込まれています。これを受けて、上場規則の見直しが予定されることとなっております⁸⁾。したがって、上場規則の改正にも留意が必要です。

なお、現在も東京証券取引所の有価証券上場規定では、独立役員を1名以上確保しなければならないとされていますが⁹⁾、要綱の決定に先立つ平成24年5月10日に、「上場内国株券の発行者は、独立役員に取締役会における議決権を有している者が含まれていることの意義を踏まえ、独立役員を確保するよう努めるものとする。」との規定が追加され¹⁰⁾、取締役である独立役員の選任が暗に推奨されている状況となっております。

(6) 小括

社外取締役等に関する改正により、会社によっては、新たな人材の確保の必要性が生じる可能性があります。その場合、改正法の施行直前での対応が困難となることも想定されますので、早いうちから対応を検討することが望まれるように思われます。

1 要綱第1部第1の2の前注
2 「「社外取締役を置くことが相当でない理由」の説明内容と運用のあり方」中西和幸他、商事法務1980号
3 要綱第1部第1の2(1)
4 「「会社法制の見直しに関する要綱案」の解説[1]」岩原伸作、商事法務1975号
5 要綱第1部第1の2(2)
6 平成24年11月30日現在、東京証券取引所ホームページの「コーポレート・ガバナンス情報サービス」での検索による。
7 要綱第1部第1の2(3)
8 平成24年8月1日付東証上場第36号
9 東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2
10 東京証券取引所の有価証券上場規程第445条の4

3 多重代表訴訟の創設

(1) 多重代表訴訟の意義

今回の会社法の改正においては、親会社の株主が子会社の取締役等（発起人、設立時取締役、設立時監査役、取締役、会計参与、監査役、執行役、会見監査人又は清算人）の責任を追及する訴え（多重代表訴訟）の創設が予定されています。

従来から、親会社の取締役等と子会社の取締役等との間における人的関係を背景として、子会社の株主である親会社が子会社の取締役等の責任追及を懈怠するおそれがある存在するといった指摘や、親会社も子会社の取締役等の責任を追及しないために、子会社の損害、ひいては、親会社の損害が填補されないおそれがあるといった指摘がなされてきました¹¹、また、日本においては、子会社に対する親会社の監督があまり効いておらず、子会社の不祥事や経営不振が企業グループ全体に大きな悪影響を及ぼす場合が少なくないとの指摘もなされております¹²。

このようなことから、中間試案において多重代表訴訟の創設が提案されました。

もともと、当該制度の創設にあたっては、部会においても種々の弊害が指摘されるなど、反対意見も根強く、要綱においても、様々な限定が付されることとなりました。

以下では、多重代表訴訟の概要について、ご説明いたします。

(2) 原告適格等について

ア 親会社の株主が、子会社に対して、取締役等の責任追及の訴えの提起を請求（以下「提訴請求」といいます）するためには、「株式会社の最終完全親会社の総株主の議決権の100分の1以上の議決権又は当該最終完全親会社の発行済株式の100分の1以上の数の株式を有する株主」であることが必要とされています¹³。

これについては以下、さらに要件を分けて解説いたします。

(ア) まず、①「完全親会社」の株主でなければなりません。これは、子会社に他の少数株主が存在する場合には、当該少数株主に、子会社の取締役等の責任追及を委ねることができるの考えに基づくものです¹⁴。

(イ) 次に、②「最終完全親会社」の株主でなければなりません。ここにいう「最終完全親会社」とは、株式会社の完全親会社である株式会社であって、その完全親法人（株式会社であるもの）に限ります。）がないものをいうとされています。

このように「最終完全親会社」の株主に限定されているのは、完全親会社が多層的に存在する場合に、その最上位にある株式会社である完全親会社の株主に多重代表訴訟の原告適格を認めることを明確にする趣旨であるとされています¹⁵。

なお、完全親法人には、株式会社の発行済株式の全部を直接有する法人のみならず、これを間接的に有する法人も含まれるものとされています¹⁶。

(ウ) 加えて、③「最終完全親会社の総株主の議決権の100分

の1以上の議決権」又は「最終完全親会社の発行済株式の100分の1以上の数の株式」を有していることが必要です。

これは、中間試案において検討事項として注記されていたものが反映されたもので、最終完全親会社の議決権または発行済株式の1%以上を有する株主であるという少数株主権としての位置づけが示されています。

イ また、最終完全親会社が公開会社である場合には、提訴請求ができる当該最終完全親会社の株主は、6か月の継続保有要件を満たすものに限定されています¹⁷。

ウ さらに、①「当該訴えが当該株主若しくは第三者の不正な利益を図り又は当該株式会社若しくは当該最終完全親会社に損害を加えることを目的とする場合」、また、②「当該訴えに係る責任の原因となった事実によって当該最終完全親会社に損害が生じていない場合」には、提訴請求はできないものとされています¹⁸。

(ア) このうち、①は、基本的に、現行の株主代表訴訟に関する会社法第847条1項ただし書に定められている場合と同様の限定を加えたものですが、中間試案においては、「当該最終完全親会社に損害を加えることを目的とする場合」は含まれていませんでした。この点は、パブリックコメントにおいて、これを加えるべきであるとの意見が出されていることを踏まえて追加されたものです。

なお、部会においては、親会社に損害を加えることを目的とする場合の具体例として、親会社あるいは親会社を中心としたグループ全体のレピュテーションの低下を狙ったようなものや、グループに関する経営情報や営業秘密の取得を主眼とするものが議論にのぼっています¹⁹。

(イ) また、②は、完全子会社に損害が生じた場合であっても、最終完全親会社に損害が生じていないときには、最終完全親会社の株主は、当該完全子会社の取締役等の責任追及に利害関係を有していないといえるため、当該完全子会社の損害について、当該株主が多重代表訴訟を提起することを認めるべきではないと考えられたことによるものです²⁰。

(3) 提訴請求をなしうる対象について

次に、提訴請求をなしうる対象に関しては、「株式会社の取締役等の責任は、その原因となった事実が生じた日において、当該株式会社の最終完全親会社が有する当該株式会社の株式の帳簿価額（当該最終完全親会社の完全子法人が有する当該株式会社の株式の帳簿価額を含む。）が当該最終完全親会社の総資産額の5分の1を超える場合」に限定されています²¹。

中間試案においては、株式会社の取締役等の責任の原因である事実が生じた日において、親会社が当該株式会社の最終完全親会社であることを要するかどうか

が検討事項とされていました。

要綱においては、これらの点を踏まえ、子会社の取締役等の責任の原因である事実が生じた日において、5分の1超の要件を満たすだけでなく、完全親子会社関係が存在することも必要とされています²²。

なお、上記の5分の1の要件を満たすかどうかを判断するにあたっては、最終完全親会社が、その中間子会社を通じて間接的に有している子会社株式の帳簿価額も分子に含めることとなりますので、注意が必要です。

(4) 株主による訴え提起

株式会社が、提訴請求の日から60日以内に、当該株式会社の取締役等の責任を追及する訴えを提起しないときは、当該請求をした最終完全親会社の株主は、当該株式会社のために、取締役等の責任を追及する訴えを提起することができるものとされています²³。これは、現行法の株主代表訴訟の規律と同様のものです。

(5) 取締役等の責任の免除

多重代表訴訟の制度と関連して、株式会社の取締役等の責任の免除についても改正が予定されており、株式会社に最終完全親会社がある場合には、当該株式会社の取締役等の責任（提訴請求の対象とすることができるもの）に限ります。）は、当該最終完全親会社の総株主の同意がなければ、免除することができないものとされています²⁴。

これは、多重代表訴訟の制度を導入した場合に、現行法の規律（会社法424条）のまま、完全子会社の総株主の同意によって、その取締役等の責任を免除することができることとすれば、多重代表訴訟の制度を導入する意味が減殺されてしまうためであるとされています²⁵。

なお、取締役等の一部免除に関する規律についても、同様の観点から、所要の規定を整備するものするとされています。

(6) 訴訟参加

加えて、株式会社に最終完全親会社がある場合には、当該株式会社又はその株主のほか、当該最終完全親会社の株主は、共同訴訟人として、又は当事者の一方を補助するため、当該株式会社の取締役等の責任追及の訴えに係る訴訟に参加することができるものとし、また、当該最終完全親会社は、当事者の一方を補助するため、当該訴訟に参加することができるものとされています²⁶。

また、その機会を確保するため、次のような仕組みを設けるものとされています。

- ア 株式会社の最終完全親会社の株主は、上記の訴えを提起したときは、遅滞なく、当該株式会社に対し、訴訟告知をしなければならないものとする。
- イ 株式会社は、上記の訴えを提起したとき、または、アの訴訟告知を受けたときは、遅滞なく、その旨をその最終完全親会社に通知しなければならないものとする。

ウ イによる通知を受けた最終完全親会社は、遅滞なく、その旨を公告し、又は当該最終完全親会社の株主に通知しなければならないものとする。

なお、中間試案においては、最終完全親会社による補助参加は含まれていませんでしたが、今回の要綱において追加されました。

部会においては、この最終完全親会社による補助参加がなされるケースとして、「訴えに係る請求の原因である事実によって当該最終完全親会社に損害が生じていない場合」という要件が争点となっている場合などが議論にのぼっています²⁷。

(7) その他の制度

以上の他、不提訴理由通知、担保提供、和解、費用等の請求、最新の訴え等の訴訟手続等に係る事項についても、所要の規定を整備するものとされています。

4 結語

本稿においては、要綱のうち、特に関心が高いと思われる内容に関して解説を行いました。要綱には、その他にも、監査・監督委員会設置会社制度の創設やキャッシュアウトに関する改正等、関心の高いと思われる内容が含まれております。

今後も折に触れ、改正の内容についてご紹介できればと考えております。

11 会社法制の見直しに関する中間試案の補足説明（以下「中間試案の補足説明」といいます）第2部第1の1(1)参照

12 「『会社法制の見直しに関する要綱案』の解説〔Ⅲ〕」岩原伸作、商事法務1977号5頁

13 要項第2部第1の1①

14 中間試案の補足説明第2部第1の1(2)ア(ア)

15 中間試案の補足説明第2部第1の1(2)ア(ア)

16 要綱第2部第1の1②の注。この点、提訴請求の相手方については、最終完全親会社ではなく、完全子会社とされているところ、提訴請求の相手方となる完全子会社には、最終完全親会社が発行済株式の全部を直接有している完全子会社だけでなく、間接的に有する完全子会社、すなわち、最終完全親会社が多層構造により間接的に支配している完全子会社も含まれることとなります（中間試案の補足説明第2部第1の1(2)ア(ア)参照）。

17 要項第2部第1の1③

18 要項第2部第1の1①ア、イ

19 法制審議会会社法制部会第17回会議議事録30頁参照

20 中間試案の補足説明第2部第1の1(2)ア(ア)参照

21 要項第2部第1の1④

22 法制審議会会社法制部会第20回会議議事録31頁参照

23 要項第2部第1の1⑤

24 要項第2部第1の1⑥

25 中間試案の補足説明第2部第1の1(2)イ

26 要項第2部第1の1⑦

27 法制審議会会社法制部会第20回会議議事録34頁

トピックス

家事事件手続法が施行されます

弁護士 加藤 幸江
弁護士 角野 佑子



弁護士

加藤 幸江
(かとう・さちえ)

〈出身大学〉
早稲田大学法学部

〈経歴〉
1971年4月
最高裁判所司法研修所修了
(23期)
検事官(東京地方検察庁、
福島地方検察庁)
1974年
大阪弁護士会登録
1983年
中央総合法律事務所入所
日本工業所有権法学会監事
日本弁理士会の特定侵害訴訟代理業務に関する能力担保研修講師(平成15年～21年)(商標担当)
日本知的財産仲裁センター調停人・仲裁人候補者

〈取扱業務〉
知的所有権、民事法務、家事相続法務、独禁法



弁護士

角野 佑子
(つの・ゆうこ)

〈出身大学〉
関西学院大学法学部

〈経歴〉
2008年12月
最高裁判所司法研修所修了
(新61期)
愛知県弁護士会登録
2009年8月
大阪弁護士会登録
中央総合法律事務所入所

〈取扱業務〉
民事法務、商事法務、会社法務、家事相続法務
知的財産法務

1 制定の経緯

夫婦、親子、親族などの間の紛争を扱う身近な裁判所である家庭裁判所。これまでその家庭裁判所の手続を規定していたのは、昭和22年に制定された家事審判法でした。長い年月の中で、個人の権利に関する認識も変化してきており、家事審判法は当事者の手続保障に関する規定や手続法として不十分であることから、平成23年5月に家事事件手続法が制定され、いよいよ平成25年1月1日から施行されます。これにより家事事件手続がより利用しやすく、かつ、当事者主体で行うことができるようになりました。

2 手続面の利便性

(1) 期日における電話会議システム等の創設

裁判所が遠方で出頭が困難である場合、相当であると認められれば電話会議・テレビ会議システムを利用することが可能となりました。

民事事件の弁論手続においては既に電話会議が利用されていますが、その場合でも当事者の一方は裁判所に出頭しなければなりません。しかし家事事件手続法ではこの出頭に係る規律は採用されていませんので、両当事者が出頭しなくても手続を進めることができます。

また家事事件では相手方の所在地の家庭裁判所に調停・審判を起さなければならなかったため(なお、本法施行にともない一定の婚姻等に関する審判事件では夫又は妻の所在地で手続を行うことができるようになりました)、従来の手続では、自身で手続を行いたいけれども、毎回、遠方まで出向かなければならぬため、時間がとられるだけでなく、交通費もかさむという理由で手続を躊躇しておられた方が多くいました。

DV案件のように思い出したくない被害を受けた地と同じ場所にいかなければならないというだけで、苦痛に感じ、手続を躊躇するような案件もあります。

今回制定された電話会議やテレビ会議システムを活用することにより、この点は軽減されました。

(2) 調停成立時における調停条項の書面受諾による成立

上記電話会議等のシステムの利用は調停成立時でも行うことができ、大変利便性が高いものとなっています。但し、離婚・離縁に関する事件については、当事者の意思確認が非常に重要な手続となることから、この手続を利用することはできません。

3 当事者の手続保障(家事事件手続法別表第2)に関して(婚姻・親権・扶養・相続・遺産分割にかかる事件等)

(1) 審問期日の立会権

家庭裁判所が審問期日を開く場合、事実の調査に支障を生じるおそれがあると認められるときを除き(DV案件等)、他の当事者は当該期日に立ち会うことができることとなりました。

(2) 事実調査の通知

家庭裁判所調査官による調査報告書や当事者からの資料提出が行われた場合、裁判所はその旨を相手方当事者に通知しなければならない

ことが規定されました。

この制度の創設により、当事者としては、知らない間に相手方から裁判所に重要な書面が提出されていたという事態を避けることができ、必要に応じて適切な時期に反論等の対応ができるようになりました。反面、提出すべき資料等を取捨選択することが重要になったといえます。

(3) その他

当事者の手続保障の観点から、

①申立書は写しを相手方へ送付しなければならない

②一定の例外事由がある場合を除き、当事者から家事審判事件記録の閲覧謄写許可の申立があったときはこれを許可しなければならない

③審判手続において、申立が不適法又は申立に理由がないことが明かなときを除き、相当の猶予期間において、審理を終結する日を定めなければならない等の規定が創設されています。

4 子供の手続保障・意思の尊重

*子供に手続行為能力が認められ、手続代理人制度が創設されました

子の監護に関する処分(審判事件、特別養子親権に関する審判事件、親権に関する審判事件、調停事件のうち子の監護に関する処分)の調停事件等において、子に手続行為能力が認められました。

手続行為能力が認められたからといって、子が手続を単独で行うことは困難です。法定代理人が手続を行う場合、本人と法定代理人の意向が食い違うことがあります。

そこで、家事事件手続法では、当事者の手続追行能力を補充して、子の利益を守るため裁判長が申立又は職権で手続代理人を選任することができる旨の規定を創設しています。

本法制定まで、子供が関係する案件では、子供の意思を尊重することが極めて重要となることから、調査官調査を入れて子供の意思を聞き取るなど、運用上の配慮がなされていました。

5 履行確保の強化

*審判等にかかる義務を相手方が履行していない場合、財産照会が可能になりました

相手方の義務の履行状況の調査や勧告をするために必要な調査を官庁等に嘱託し、銀行・信託会社・関係人の使用者・その他の者に対し、関係人の預金、信託財産、収入その他の事項に関して必要な報告を求めることができることが規定されました。

家事債務に関しては、養育費等、長年にわたって支払が継続されることが要求される債務がありますが、このような債務の場合、途中で履行が途絶えてしまうことも少なくないのが現状です。

家事債務は債権者の生活にかかわる重要な要素を有することから、その履行の確保は切実な問題であり、今回の財産照会は、将来の差押え対象財産を見据えることもできることから、履行強化に資するものと考えられます。



弁護士
金澤 浩志
(かなざわ・こうじ)

〈出身大学〉
京都大学法学部

〈経歴〉
2004年10月
最高裁判所司法研修所修了
(57期)
中央総合法律事務所入所
2008年4月
信託法学会入会
2012年5月
米国ノースウェスタン大学
ロースクールLL.M卒業
2012年8月～現在
米国Barack Ferrazano
Kirschbaum &
Nagelberg LLP勤務

〈取扱業務〉
企業法務、
金融法務・ファイナンス、
M&A・企業再編、
民事・商事法務

留学だより

「様々な文化が交錯する都市」

11月よりシンガポールの大手ローファームである Rodyk & Davidson LLPにてForeign Lawyer (日本法)として執務しています。アメリカでの1年4ヶ月間の生活の後、日本を経由せずに直接シンガポール入りしたせいもあるのかもしれませんが、入国して街に立ち入った途端、「故郷」に帰ってきたような気分になりました。日本人と風貌がよく似た中国系のシンガポール人が国民の75%を占めていたり、街中に日本のファッションブランドの大きな店舗や有名なラーメン屋が軒を連ねていたりするからでしょうか。もちろんそういった目に見える要素も大きいと思いますが、底辺に流れる人の気質といったものがやはり日本人のそれと親しいように感じられ、それが上記したような感覚を呼び起こしたのではないかと思います。

しかしながら、生活を始めてみて、街を散策してみると、この国が様々な文化が入り混じった国際都市であり、日本とは成り立ちが大きく異なっていることが分かります。たとえば、Little Indiaという街にはインド系の人々が集っており、サリーを着たインド系女性が行き交う姿や種々の様式の寺院が建ち並ぶ様子は、同じシンガポールの街とは思え

ないほどです。また私が勤務しているローファームのオフィスでは、英語が共通言語として使われてはいるのですが、中国語、マレー語、タミル語も同様に飛び交っており、単一言語社会に生きる日本人の私からすると、様々な言語がミックスされた何とも不思議な環境にあります。

法制度に目を向けてみると、過去のイギリスによる植民地支配の影響の下、歴史的に英国法に基づくものとされており、現在でも一定の範囲でイギリスにおけるコモンローが自国の法律として適用される建付になっています。また会社法や証券先物法などの独自の制定法もイギリスの流れを汲んでいます。ただ、その他にも、同じコモンローの国であるオーストラリアやインドの例を参照する場合もあるとのこと、この分野においても異なった文化の交錯の様が見て取れます。

この留学の機会を通じて、このような様々な文化が往来する都市で、どのように国家運営がなされ、どのようにビジネスが展開されているのかについて興味深く観察してみたいと思います。

弁護士 金澤 浩志



弁護士
中野 清登
(なかの・すみと)

〈出身大学〉
京都大学法学部

〈経歴〉
2005年10月
最高裁判所司法研修所修了
(58期)
中央総合法律事務所入所
2012年1月～4月
米国連邦取引委員会(FTC)
国際室反トラスト部門にて
研修
2012年5月
米国ジョージタウン大学
ローセンターLLM課程卒業
2012年7月～現在
クリアリー・ゴットリーブ・
スティーン・アンド・
ハミルトンLLP法律事務所
勤務

〈取扱業務〉
独占禁止法を中心とする
企業法務

留学だより

注目を集めたアメリカの裁判官

ご存知のとおり、米国では今年の11月に大統領選挙が実施され、オバマ大統領が2期目の当選を果たしました。私は、選挙当日の夜には研修先の事務所にいたのですが、開票結果を知った人の歓声が事務所の外から聞こえていました。

ところで、オバマ大統領が1期目に実行した代表的なことのひとつが、新たな医療保険制度、いわゆるObamacareを成立させたことです。この制度の根拠となる法律については、その合憲性を争った訴訟が提起されましたが、今年の6月、ワシントンDCにある連邦最高裁で、合憲であるとの判決がなされました。

この判決はアメリカ国民の間で大きな注目を集めました。それに付随して、連邦最高裁の裁判官も注目を浴びていました。例えば、雑誌「TIME」の昨年7月16日号では、連邦最高裁長官であるJohn Roberts氏の横顔の写真が表紙を飾り、その下には「Roberts Rules-What his landmark decision means for Obama, Romney, the court-and you(ロバーツが判決を下す-彼の歴史に残る決断がオバマに、ロムニーに、裁判所に、そしてあなたにとってどのような意味を持つのか)」との見出し。そして、特集ページでは、裁判官一

人一人がObamacareについてどのように判断したか、分かりやすく紹介されています。このように裁判官それぞれが世間の注目を集めていたことは、司法と国民との距離が日本よりも近いことを表しているように見え、興味深く感じました。

連邦最高裁での弁論は、裁判官から代理人に対して厳しい質問が次々と投げかけられ、それに答える代理人とのやり取りが非常に白熱したものになるそうです。このように、口頭での議論を徹底して重視することによって、当事者以外の人にも分かりやすい裁判を実現でき、そのことが司法と国民との距離を近づけているのかもしれない。

なお、連邦最高裁の裁判官が注目を集めていると感じるのは、私がお膝元であるDCに住んでいることも影響しているのだと思います。DCは、連邦最高裁をはじめとする政府機関が集中しており、司法や政治を身近に感じられる、とてもよい場所です。この雰囲気を楽しむために日本からDCを訪れる方が少しでも増えればと願っています。

弁護士 中野 清登



弁護士
平山 浩一郎
(ひらやま・こういちろう)

〈出身大学〉
九州大学経済学部

〈経歴〉
1996年4月
株式会社あさひ銀行（現 株式会社りそな銀行）入社
2007年9月
最高裁判所司法研修所修了
（60期）
大阪弁護士会登録
中央総合法律事務所入所

最新判例紹介

担保に関する錯誤と保証契約・異議なき承諾と無効主張

—東京高裁平成24年5月24日判決—

弁護士 平山 浩一郎

1 はじめに

東京高裁平成24年5月24日判決（以下、「本判決」といいます。）は、債権者の主債務者に対する貸金債権の譲受人が、保証人に対し、保証債務履行請求をした事案において、①保証人において主債務者が融資を受けて購入する物件の担保価値が十分であって主債務者が返済を怠っても保証人の責任が追及されることはないと思信して保証契約を締結した場合における錯誤無効を認め、②保証人において主債務に係る債権譲渡に異議を留めない承諾をしたと解される場合における譲受人に対する保証債務の無効主張を認めたものです。事例判決ではありますが、今後の議論ないし実務対応の参考になると思われまますので、ここで紹介させていただきます。

2 重要な事実関係

本判決が認定した上記争点に関する重要な事実関係は、以下のとおりです。

① 担保に関する錯誤と保証契約

債権者の担当者は、保証人に対し、「10億円の物件が4.5億円で買える」「（保証人が保証する）2.5億も、物件がちゃんと残る」、「主債務者には一切迷惑がかからない」、「大丈夫、大丈夫」などと発言し、保証人はこの発言を受けて保証契約を締結した。

② 異議なき承諾と無効主張

保証人は、債権者の譲受人に対する貸付債権譲渡について異議をとどめない承諾をするとともに、保証人の承諾の内容を承認し、引き続き主債務者と連帯して保証の責を負うと記載された書面に署名押印した。

3 判示

① 担保に関する錯誤と保証契約

本判決は、債権者担当者の上記2①の発言内容がいずれも事実でないとしたうえで、保証人が、仮に、主債務者が債務を履行しなかったとしても、貸付額をはるかに上回る十分な担保物件があるので、債権者が保証人の責任を追及するような事態には至らないと考えたことは、債権者担当者の上記2①の発言その他を前提として、事実でないことを事実と誤信したものであり、保証人は、その誤信した事実を動機として、保証契約を締結したものであるとして、動機の錯誤にあたるとしています。

そのうえで、保証人が誤信した事実、保証契約の他方当事者である債権者の担当者が積極的に発言した事実であるから、保証契約にあたり当事者間で保証人の上記動機の表示があったとして、保証契約は要素の錯誤に

より無効であると判示しています。

② 異議なき承諾と無効主張

本判決は、上記2②の書面における保証人の署名押印の趣旨は、その記載文言に加え、貸付債権の譲受人への譲渡により、保証契約に基づく保証債権は、保証債務の随伴性により当然に債権者から譲受人へ移転することからして、主債務の債権譲渡を了知したこと及び保証人がその保証人であることを確認したものであって、これを保証債務の債権譲渡について異議をとどめない承諾をしたとみることはできない（本件においても保証債務が債権譲渡されているわけではない。）としています。

また、保証人は、保証契約に表示された動機に錯誤があったことを知らず、同契約が無効であることを主張することは期待できなかったというべきであるから、同承諾が、債権譲渡に対する異議をとどめない承諾にあたる解する余地があるとしても、譲受人に対して保証契約の無効を主張することは妨げられないと解するべきであると判示しています。

4 検討・実務における対応

① 担保に関する錯誤と保証契約

原判決（新潟地裁平成23年3月2日判決）は、保証人においては保証債務を履行しなければならない可能性があるということを認識していたとして、動機の錯誤を否定していました。現実的には、金融機関が保証を求める時に担保の有無およびその担保価値等について言及することがあると思われ、当時金融機関において担保で保全されていると考えていたとしても、後日において裁判所が担保不足であると事実認定した場合に保証契約が錯誤無効になり得るというのは、やや現実的な妥当性を欠くとも思われます。

ただ、本判決のような判断がなされる可能性がある以上、金融機関においては、保証を求めるときに保証人の責任を追及するような事態に至る可能性がない趣旨の発言は厳に慎むべきであると考えられます。

② 異議なき承諾と無効主張

金融機関においては、保証債務の無効事由が存在する疑いがある場合には、バルクセール時に保証人から異議なき承諾や保証債務の確認をとったときであっても、当該承諾等の時点において保証人が保証契約の無効事由を知らずかつ無効主張が期待できなかったとして、保証人の譲受人に対する保証債務の無効主張が認められる可能性があることに留意すべきです。



弁護士
小林 章博
(こばやし・あきひろ)

京都事務所だより 11

そうだ、京都事務所 行こう!

弁護士 小林 章博

2013年が明けました。新しい一年を迎えるというのはやはり気分が良いものです。お正月には「心機一転、今年こそは〇〇を実現するぞ!」と新しい年への希望や期待を抱きながら、一年のスタートを切られる方も多いと思います。



ところで、皆様は新年の初詣には行かれましたでしょうか?私は、特に決めているわけではないものの、毎年ほぼ同じ神社に初詣に行っています。京都には多数の神社がありますので、その気になれば毎年違う神社に初詣に行くことも可能でしょうが、結局のところ同じ神社にお

参りしています。

実は…と勿体ぶるほどではありませんが、私は京都の観光名所と呼ばれる神社や寺院に訪れた経験がありません。もちろん、京都に住んでいますから、「聞いたことがある」(あるいは当然常識として知っている。)というところがほとんどなのですが、「実は行ったことがない」という場所が多数あります。例えば有名どころの銀閣寺、以前の京都事務所だよりで、私が中学生の夏休みに毎日のように大文字山に登っていたことを書きました。この時毎朝、銀閣寺の横を通っていましたが、大学生になるまで中に入ったことがありませんでした。同じく有名どころの金閣寺や清水寺についても、私は大学生になるまで訪れたことはありませんでした。

ちょっとした転機が訪れたのは大学生になったとき。他府県から京都大学に入学した友人達に誘われたことがきっかけでした。他府県から京都大学に入学した私の友人達は、ずっと京都に住んでいる私が、京都について詳しいだろうと見込んで、観光案内させるつもりで私にも声をかけたのです。しかし、私の答えは「行ったことないわ」。友人達のがっかりした顔を今でも思い出します。私の方とはいうと、この機会に友人達と一緒にいくつかの観光名所を訪れることができて大満足でした。



身近にあるものの価値やありがたさは、その場所を離れた目線で物事をみたり、あるいはそれを失ってみなければ、なかなか実感できないものなのかもしれません。最近では、海外から来られた方々とお話する機会などで、京都の歴史や文化について問われることもあり、自分の教養の乏しさを痛感することもあります。すでに私も立派な(?)中年に突入しており、いつまでも「行ったことないわ。」「あんまり知らんわ。」という状況ではちょっと情けなく感じます。

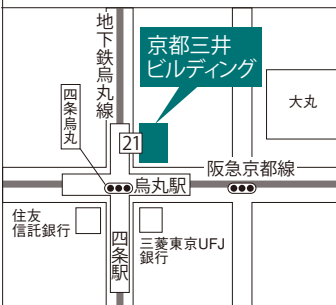
そこで、今年は「もっと、京都 学ぼう!」で取り組んでみようと考えています。



とは言いまでも、なかなか自分1人では京都について学ぶ機会が作りにくいのも事実。やはり、どなたかとご一緒させていただく機会があればこそ、しっかりと学ぶことができるものです。そこで皆様、今年は是非とも京都事務所へ足をお運びください。そして京都事務所での打合せが終わりましたら、私の「もっと、京都 学ぼう!」プロジェクトにお付き合ってくださいませ!

というわけで、私から皆様にご提案させていただく今年のキャッチフレーズとして「そうだ、京都事務所 行こう!」

本年もどうぞよろしくお願いいたします。



京都事務所へのアクセス

【所在地】〒600-8008 京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8番 京都三井ビル3階
TEL (075)-257-7411 (代表) FAX (075)-257-7433

【交通】阪急京都線「烏丸」駅・地下鉄烏丸線「四条」駅下車 20番出口・21番出口直結

「明確化された税務調査手続」

中央総合会計事務所 税理士 岡山 栄 雄

(元大阪国税局査察部次長、元南税務署長)

1 新しい調査手続の実施

税務調査の手続について、従前、不明確であった運用上の取扱いが明文化され、平成25年1月1日以後に新たに開始する税務調査から適用されることになりました(平成23年12月国税通則法改正)。

- ① 課税庁は、税務調査の開始に先立ち、原則として、調査の日時、場所、目的、税目、期間、対象となる帳簿書類等を「事前通知」すること。
- ② 納税者から提出された物件の預かり手続が明確化され、提出物件を留め置く際には「預り証」を発行すること。
- ③ 調査終了時の手続が整備され、終了時における調査内容の説明、修正申告等の勧奨、更正決定されない場合には文書による「終了通知」をすること。
- ④ 課税庁の処分の適正化を確保するため、青色申告者に限定されていた「理由附記」を、全ての処分について実施すること。

調査手続については、手続の透明性と納税者の予見可能性を高め、より円滑な調査を実施するため、また、課税庁の納税者に対する説明責任を強化するため、運用上の取扱いが明確化されました。国税庁では、調査の実施に当たって、公益の必要性と納税者の私的利益との衡量において、社会通念上相当と認められる範囲内で、法令に定められた調査手続を遵守し、適正かつ公平な課税の実現を図ることとしています。

2 税務調査のあらまし

税務調査には、国税通則法に基づいた、納税義務がある者を中心に調査をする「本人調査」と、資料収集のために取引先に対して行う「反面調査」があります。本人調査と反面調査は、犯罪捜査のための強制調査ではなく、租税確定の一環として行われる行政手続であり、相手方の同意を得て、関係人に対する質問や各種物件の検査をする任意調査として行われます。

任意調査は、必ず、税務調査官の身分証明書の提示と、調査について必要があるときという条件が付されています。すなわち、税務調査の権限を有する当該職員である身分を明らかにし、調査の必要性を客観的に示す必要があります。この二つの要件が備わらない税務調査は違法であり、関係人は答弁義務や受忍義務はありません。しかし、この二つの要件が備わっている場合の不答弁や検査拒否については処罰されることになっています。

なお、国税の強制的調査としては、「トッカン」としてテレビ放映された、特別国税徴収官に差押権が付与されている、滞納処分を目的とした国税徴収法に基づく財産調査と、「マルサ」として映画化された、刑事告発を目的とした国税犯則取締法に基づく査察調査があります。

3 税務行政の円滑化

税務行政の円滑化の一環として、事前照会に対する「文書回答」の制度があります。この文書回答の特色は、変化する経済取引の税務処理について、納税者から申告前に事前照会を受けて、原則として3ヶ月以内に回答し、申告に役立たせることを目的としています。また、税務署に設置されている「納税者支援調整官」の制度があります。国税職員の対応や調査の仕方など税務行政全般について、納税者から不平、不満、批判などが寄せられますが、調整官は、その窓口としてさまざまな納税者の苦情等に対応しています。

近年、課税庁が取り組んでいる円滑化のための重点施策としては、納税者の利便性の向上と事務の効率化を図るための「電子申告」の普及拡大があります。現在の普及率は50パーセント近くですが、韓国やアメリカを初めとする先進国の取組からは相当遅れています。もう一つは、税理士法33条の2に規定する「書面添付制度」の定着です。税理士が、関与内容を書面として添付した申告書については、税務調査に先立って、事前に税理士から意見聴取するという制度です。この意見聴取を通じて、税務調査を省略するなど、税務行政の円滑化と事務の簡素化に資することになっています。

4 新時代の税務行政

時代は大きく進展しています。①世界的なマネーロンダリング対策のため、銀行取引の本人確認が厳しくなって仮名預金が減少するとともに、②事務処理の合理化を図るため、決済方法が振込送金となって取引全体が明朗化され、③会社法が制定されて以来、情報公開が経常化して企業のコンプライアスが徹底されるほか、④公益通報者保護法によって、組織内の不正取引に対する予防効果が発揮されるなど、納税環境の整備に伴って、善良な納税者が増加しています。

今後、課税庁は、明確化された調査手続に基づいて、善良な納税者には調査省略をするなど優しい対応をする一方、悪質な納税者に対しては厳しい調査を重点的に実施し、「弱きを助け、強きを挫く」組織として、円滑でメリハリのある税務行政を心掛ける必要があります。

 中央総合会計事務所

〒530-0047 大阪市北区西天満2丁目10番2号
幸田ビル6階603号

TEL 06-6363-2063

FAX 06-6363-2067

裁判エッセイ 44 ● 裁判は音楽の状態に憧れる

弁護士 川口 富男
(オブカウンセル) (元 高松高等裁判所長官)

19世紀のイギリスの文学者ウォルター・ペイターに「すべての芸術は絶えず音楽の状態に憧れる」という言葉があります。芸術にはすべて、他者のジャンルに入っていこうとする「他者指向」があるが、音楽は芸術の中でも、典型的、理想的で、完全だから、すべての芸術が音楽を指向するのだ、と説明します。音楽家の我田引水の発言ではなく、よく引用もされますから、賛同者の多い言葉といえるようです。なお、19世紀の言葉ですから、とりあえず17世紀から19世紀にかけてのバッハ、モーツァルト、ベートーベンからマーラーに至る音楽を念頭におくことにします。

古代ギリシャの昔から、西欧の音は数学的に構成されていることが認識されていて、例えばオクターブは音の周波数(波長)が2対1になる関係の音であり、オクターブを7音階に分けて、各音の高さ(周波数)を複数の音がよく解け合う和音になるように数学的に決めるなどの工夫をしてきました(日本固有の音階は5音階で、和音には冷淡です)。楽曲の構造にも(後述するように)論理的性格を与えました。数学の世界は宇宙の秩序を現しているという考えが基本にありますから、音楽も宇宙の秩序に従っていると考えられてきました。音楽は、細部が精妙に調和して広く深い世界を造りますが、この仕組みは思想のそれと同じです。実は裁判も同じ仕組みになっているのです。

内容はというと、バッハらの音楽は、人生の喜びと悲しみを表し、楽園を示し、深淵をのぞかせ、宇宙もかくやと想像させます。心身を活性化させ、精神の容量そのものを大きくする作用まであります。内部には感情の複雑で細やかな情緒の動きに通じる万華鏡のような美が満ちていて、それらがあたかも錦が立体的に織り上げられたようになって壮大なものにつながります。時間的な経過に伴う変化を折り込めますから、表現は四次元に広がります。ここには、感情のすべてと宇宙のすべてがあり、それが入り交じっていますが、秩序だった美しさがあります。

また音楽には、時や言葉の違いを越えて鑑賞が可能であるという長所があります。

絵画にしても彫刻にしても時間を表現できませんし、文学は時間を表現することは得手としますが、普遍性のない言葉に頼らなければならないという制約があります。その点音楽には上記の完全性がある、無限の可能性があると憧れられるのでしょう。

優れた音楽家が音楽の実技に秀でているのは当然ですが、実は音楽家には優れた文章家や良い話し手が大勢います。作曲家では武満徹、指揮者では岩城宏之、小澤征爾、ピアニストでは中村紘子、青柳いずみ等いく人でも挙げることができます。論旨が明快で、分かりやすく、情趣やユーモアにも富んでいて、惹きつける魅力があります。

何故でしょう。まず、内容に精神の豊かさと闊達を、表現にリズムを感じさせます。これらは音楽の持つ性質の現れなのでしょう。次に、「惹きつける魅力」は、もともと音楽家は聴衆を掴むことを身上とする専門家であることと関係があると思います。三つ目に、「論旨の明快」ですが、音の成り立ちの論理性の上に、楽曲の構造そのものの論理的性格があり、音楽家の頭脳も論理的なの

でしょう。感覚的にすぐれているだけではないはずで

構造の論理的性格について一例を挙げると、交響曲などの楽曲の代表的な形式にソナタ形式があります。この形式は、その曲の主題になるメロディーを示す提示部(基本は第一主題が勇壮なら第二主題は優美という風に、性格を異にします)から始まって、それらをからませたり発展させたりする展開部(私には弁証法的展開のように思えます)、再び主題を回帰させる再現部、そして最後にまとめる終結部(一つの劇的な物語がある結末を迎えることとなります)という論理的な構造になっています。これは文章の起承転結を思わせます。起承転結という形式は、書き手が自分の言いたいことを過不足なく読み手に伝えるのに便利な形式なのです。

◇ ◇ ◇
以上のことだけでも、異なった主義、主張を持つ当事者を納得させることを目的とする裁判が、音楽の持つ特性に憧れる理由があるのですが、それだけに留まりません。

裁判は、法律を具体化するものです。法律は、大体が西欧の法に根源があり、明治期に日本に移されました。ローマ法などの体系があり、壮大精緻な構造を持っています。法律家はこの大局観を持っていなければ個々の問題で正しい論理の選択ができません。

そして裁判は、微細な要素を積み上げて事実を確定し、それに法という衣装を着せる作業で、そうして出来た全体像が上記の法の壮大精緻な体系の中に正しく位置することを目指します。音楽が宇宙の秩序に従っているように、裁判もある大きな秩序に従うことで、安定し、納得を得られるのです。

法廷は、意見対立の場です。この対立があるから紛争が生じその解決の方途を探る場が法廷だからです。そこで交わされる書面や発言や発問には、リズムのあることが有用です。リズムはイデオロギーや立場を越えて浸透し、音頭歌手による音頭がその場の人々すべてを酔わせ踊りに誘うように、場を支配する力を持つからです。そのためかどうか、優れた法曹はこのリズムを持っているようです。

そして法廷では、協和するものとしめないものが提出され、適切な整理により協和するものが多くなりますが、それでも協和しないものは残ります。作曲では協和音ばかりでなく、不協和音をも使って効果を出すように、この協和するものとしめないものをうまく処理すると、あるまとまったものに転化します。このまとまりは、もともと対立そのものにエネルギーがあった訳ですから、当然にエネルギーを持っており、事件に応じて、一定の方向へと向う流れが生じます。事件の「すじ」などと言われるものですが、それを音楽になぞらえると、ハーモニーに支えられたメロディーと目してよいでしょう。そのメロディーに当事者の双方が耳を傾けると、その事件は双方が満足する和解で解決するはずで

そのほか音楽には、均衡、調和、完璧、明晰、まろみ、繊細、重厚、精力等々裁判にとり大切な特質がふんだんにあります。もともと裁判は「清く、正しく、美しく」を理想とするものですから(拙文「清く、正しく、美しく」当誌43号)、すべての芸術と同じように、音楽の状態に憧れる十分な理由がある、というのが私の観察です。

1 初期の「経営判断原則」

かつて、アメリカ法上の「経営判断原則」を参照して、利害関係のない取締役が、法令に違反することなく誠実に経営判断を行った場合には、取締役が悪意又は詐欺的な業務執行をしたのでない限り、裁判所は、取締役の経営判断の是非に立ち入るべきではないと主張されることもありました。裁判例においても、経営判断の内容が無謀であるか、不正・不当な目的がない限り、取締役が経済界の状況、経営上の施策方針等に対する判断を誤ったり、力不足して会社に損害を生じさせたとしても、直ちに会社に対して任務懈怠責任を負うわけではないとされることもありました。

2 「経営判断原則」に係る裁判例の変遷

その後平成に入ると、任務懈怠の判断に際して、経営判断に係る事実の認識(情報収集・分析・検討過程)と意思決定過程・内容(判断の推論過程と具体的内容)を区別すること(二分法)が一般的となっています。

具体的には、取締役であればそのときどのような経営判断をすべきであったかをまず考え、これとの対比によって実際に行われた取締役の判断の当否を決定するのではなく、実際に行われた取締役の経営判断そのものを対象として、その前提となった事実の認識に誤りがなかったかどうか、また、その事実に基づく意思決定の過程が通常の企業人として著しく不合理なものでなかったかどうかという観点から判断すべきであるとされています。当該経営判断をするために行為当時の状況に照らして合理的と考えられる情報収集・分析・検討がなされたか否か、これらを前提とする判断の推論過程および内容が明らかに不合理なものであったか否かが審査されるのです。

他方、この両者を区別することなく、取締役によって当該行為がなされた当時における会社の状況および会社を取り巻く社会、経済、文化等の情勢の下において、当該会社の属する業界における通常の経営者の有すべき知見および経験を基準として、事実の認識に不注意な誤りがなかったか否かおよびその事実にもとづく行為の選択決定に不合理がなかったか否かという観点から当該行為をすることが著しく不合理と評価されるか否かによるべきであるとする裁判例もあります。

最判平成22・7・15判時2091号90頁は、グループの事業再編計画の一環としてなされた完全子会社化目的の株式取得について、これは将来予測にわたる経営上の専門的判断であり、決定の過程および内容に著しく不合理な点がない限り善管注意義務には違反しないと判示しています。

3 事実認識と意思決定過程・内容の関係

情報収集と調査・分析については合理性の基準に従って過失の有無を判断することができます。しかし、経営判断の内容については、広範な裁量の余地があり、合理性の標準的な基準を定立することは困難です。この点に配慮して、裁判実務上、情報収集・分析といった手続的観点から特に問題がないときは、判断内容の合理性を推認し、明らかにあるいは著しく不合理な場合にのみ善管注意義務違反を認めようというルールが形成されました。これが「経営判断原則」と称されているのです。

しかし、事実認識過程と意思決定過程・内容(推論過程)は相互に関連します。業務執行行為の具体的内容により判断内容の「著しい」不合理性の程度も異なり、それに関連して情報収集・分析の程度も異なることになります。判断内容が「著しく不合理かどうか」は、判断過程や事実認識過程も併せて総合的観点から判断せざるをえません。情報収集や分析過程が不合理であるときは、判断内容の審査は厳格になされるべきですが、事実認識過程については不合理性の基準、意思決定過程・内容については著しく不合理性の基準と画一的に峻別することは疑問です。

4 経営判断原則の実質

取締役は、取引界の通念に従い、会社の規模、業種、経営・経済状況等の客観的条件により一般に要求される注意を払い、誠実に職務を遂行しなければなりません。これが取締役の職務執行に際して要求される善管注意義務の内容です(会社330条、民644条)。この義務に違反すると、任務懈怠となります。注意義務違反の有無は取締役に認められている裁量範囲の逸脱があったかどうかにより決せられ、その判断基準は「通常取締役であればそのような決定はしなかったかどうか」です。

「経営判断原則」は過失(客観的注意義務違反)を認定するための判断基準であり、取締役の注意義務を緩和するものではありません。また、裁判所は経営判断の過程の当否を判定する能力は持っているが、内容の当否を判定する能力はないため、「経営判断原則」が採用されているという主張があります。しかし、このような理解は疑問です。「経営判断原則」は注意義務違反(過失)の判断を明確化するための一般的ルールであり、画一的に適用ないし運用されるものではありません。取引類型ごとに経営判断原則の具体的発現を検証することが必要になります。次回から、この点について具体的に検討することとします。

●所属弁護士等

弁護士 中務 嗣治郎	弁護士 岩城 本臣	弁護士 森 真二	弁護士 加藤 幸江	弁護士 村野 讓二	弁護士 安保 智勇	弁護士 中光 弘
弁護士 中務 正裕	弁護士 中務 尚子	弁護士 村上 創	弁護士 小林 章博	弁護士 錦野 裕宗	弁護士 鈴木 秋夫	弁護士 藤井 康弘
弁護士 國吉 雅男 <small>(兼行政書士)</small>	弁護士 瀧川 佳昌	弁護士 金澤 浩志	弁護士 中野 清登	弁護士 久保田 千春	弁護士 吉田 伸哉	弁護士 平山 浩一郎
弁護士 古川 純平	弁護士 松本 久美子	弁護士 稲田 行祐	弁護士 植村 公彦	弁護士 柿平 宏明	弁護士 赤崎 雄作	弁護士 角野 佑子
弁護士 太田 浩之	弁護士 中村 健三	弁護士 大平 修司	弁護士 鍛冶 雄一	弁護士 下西 祥平	弁護士 草深 充彦	弁護士 高橋 瑛輝
弁護士 岩城 方臣	弁護士 大澤 武史	弁護士 本行 克哉	弁護士 アダム・ニューハウス <small>(オランダ・ニュージーランド・米国弁護士)</small>	弁護士 マイケル・カミシリ <small>(ニュージーランド・米国弁護士)</small>	弁護士 川口 富男	弁護士 森本 滋 <small>(オブカンセル)</small>
客員弁護士 吉岡 伸一	客員弁護士 岡村 旦	法務部長 寺本 栄	法務部長 角口 猛	法務部長 野草 弘嗣		